

# 鳥取縣公報

本書ノ大判へ國定規格 A5 判

昭和二十四年六月十日 金曜日

第二千十朔八号

## 條例

### ◇鳥取縣條例第三十九号

昭和二十三年六月鳥取縣條例第四十号鳥取縣監査委員條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣監査委員條例中改正條例

第一條中第五号の次に左の一號を加へ第六号を第七号と

し以下順次繰下げる。

六、地方自治法第二百四十三條の二の規定により普通地方公共團體の住民より監査の請求があつたとき當該事項の監査を行い、その結果に基き法に定める措置をすること。

附 則

### ◇鳥取縣條例第四十号

鳥取縣條例第六十五号鳥取縣競馬條例の一部を次のよう  
に改正する。  
*（印）*

昭和二十四年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣競馬條例中改正條例

第二條中「拾五円」を「八円」に「五百円」を「百円」

に改め、「騎主登録料一件につき百円」を削る。

第三條 競馬の実施、登録に関する規程及び競馬の開催期日は別に知事がこれを定める。

この條例は昭和二十四年五月十八日からこれを適用する。

## 規則

## △鳥取縣規則第四十五号

昭和二十四年四月農林省令第二千八号生鮮水產物配給規則に基いて鳥取縣消費地域生鮮水產物配給規則を次のように定める。

昭和二十四年六月十日

鳥取縣知事 西尾愛治

## 鳥取縣消費地域生鮮水產物配給規則

第一條 生鮮水產物配給規則(以下單に省令といふ)第二十二條の規定に基き本縣における縣指定消費地域以外の地域(以下單に消費地域といふ)における生鮮水產物の荷受及び配給についてはこの規則の定めるところによる。

第二條 消費地域において業として生鮮水產物を買受又は委託を受けて卸売するものは生鮮水產物の荷受機關として知事より登録を受たもの(以下指定荷受機關といふ)でなければならない。

前項の登録を受けることができるものは別表一に定

める消費地域に營業所を有するもので、知事の指示する集荷の最低責任数量を完遂するに必要な設備及び從業員を有するものでなければならない。

第三項の登録を受けようとするものは、省令第一條第三項の規定に準じ荷受機關登録申請書を當該地域の地方事務所長を經由して知事に提出しなければならない。

4 知事は登録に際して集荷の最低責任数量その他必要な事項を指示することができる。

5 知事は指定荷受機關を登録したときは登録票を交付するものとする。

第三條 消費地域において生鮮水產物をその消費者に直接販売することを業とするものは所轄地方事務所長(鳥取市賀露町においては知事)により登録を受けたもの(以下單に小賣業者といふ)でなければならない。

2 前項の小賣業者の登録を受けようとするものは、様式別紙一の申請書を関係市町村長を經由して知事又は

地方事務所長に提出しなければならない。

3 市町村長は小賣業者より申請書を受理したときは町内における信用能力、配給に必要な器具の有無等を調査し、適当と認めるものにつき副申書を添附して知事又は所轄地方事務所長に進達するものとする。

4 知事又は地方事務所長は登録に関し小賣業者並びに市町村長に必要な事項を指示することができる。

5 知事又は地方事務所長第一項により小賣業者を登録したときは登録票を交付するものとする。

6 知事又は地方事務所長は六箇月毎に小賣業者の登録更新を実施することができる。

第四條 小賣業者が生鮮水產物を買受ける場所はその小売業務を行う市町村の含まれる地区の指定荷受機關の荷捌所でなければならない。但し特別の事由により市町村長が知事の承認を受けた場合は公認出荷機關の集荷所とすることができる。

2 市町村長は小賣業者と協議し前項の規定による買受場所一箇所を定め、様式別紙第二による生鮮水產物買

第六條 地方事務所長は所轄地域内における町村長、指定荷受機關、小賣業者に対し生鮮水產物の荷受、配給を指示することができる。

に關し必要な事項を指示することができる。

第七條 知事は生鮮水産物の需給調整上必要があると認

めるときは地方事務所長 市町村長 公認出荷機関 生産者團体、公認荷受機関、指定荷受機関、小売業者 に対し荷受配給に関する必要な事項を指示することが できる。

間第四條第一項の規定にかかる規則第十六條の規定による縣指定市場とすることができる。  
2 前項の場合は第四條第二項乃至第五項の規定を適用する。

十八條の規定は指定荷受機関につきこれを準用する。

省令第十六條の規定は消費地域につきこれを準用す

首令第十九条の規定は小売業者、大口消費者、和丁

附  
則

省令第十九條の規定は小売業者に適用する。  
第九條 この規則は公布の日からこれを施行する。

**第十條** 小売業者が生鮮水産物を買受ける場所は当分の

消費地域		上半期 (一月一六月)		下半期 (七月一十二月)	
岩東部地区	蒲生村、岩井町、	貰	貰	貰	貰
小田村、本庄村	四、五〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	貰
倉田村、米里村、	一〇、〇〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	貰
津ノ井村、面影村、					
宇倍野村、成器村、					
大茅村					
西部地区					
同					
八頭地区					
八頭郡一円					
八頭地区	三六、〇〇〇	二七、〇〇〇			

別表

別紙一

生鮮水產物登錄小賣業者申請書

一、申請者の住所氏名及び年令（團体にあつては團体名及び代表者氏名を記載し定款その他これに準ずる書類添附のこと）

## 二、小売業務を行う地域

#### 四、經濟統制違反により処罰された事実の有無

## 六、その他参考となる事項

昭和 年 月 日

申請者 氏 名 (印)

○○地方事務所長殿

(註)身分証明書を添附すること

別紙一

## 生鮮水産物貿受届書

一、小売業者の住所氏名並びに小売業務を行う地域

登録号	事業を	住 所	氏名

二、買受場所

三、その他参考となる事項

右は鳥取縣生鮮水産物配給規則第四條の規定に基き御届けします。

昭和 年 月 日  
申請者 氏 名 (印)

知事又は地方事務所長殿

## ◇鳥取縣規則第四十七號

鳥取縣生活物資生產販賣業者登錄手數料規則を次のように定める。

昭和二十三年十月鳥取縣規則第六十九號鳥取縣地方競馬実施規程の一部を次のように改め、公布の日からこれを施行する。  
第八十七條中「六円」を「八円」に改める。  
第九十七條の次に左の一條を加える。  
第九十七條の二、連勝式勝馬投票法において、出走すべき馬が七頭以上あるときは、法附錄第一に定める連勝式番号を用いる。

昭和二十四年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣 知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年六月十日

600

## 鳥取縣生活物資生產販賣業者登錄手數料規則

第一條 知事は法令の定めるところにより生活物資の生産業者及び販賣業者の登錄を行つたときは、別に定めるものを除く外この規則により手數料を徴収する。

第二條 手數料は、生産者登錄票交付手數料、卸賣業者登錄票交付手數料及び小売業者登錄交付手數料とし、登錄票の交付を受けた者よりこれを徴収する。

第三條 前條の手數料の額は次の通りとする。

一、生産業者登錄票交付手數料

千 円

5、せつけん

五百円

1、みそ

千 円

1、みそ

五百円

2、しようゆ

千 円

2、しようゆ

五百円

3、アミノ酸

千 円

3、さとう

五百円

4、さとう

千 円

4、飲用牛乳

五百円

5、乳製品

千 円

5、乳製品

五百円

6、かんすめ

千 円

6、かんすめ

五百円

7、せつけん

千 円

7、せつけん

五百円

一、卸賣業者登錄交付手數料

五百円

1、さとう

五百円

2、飲用牛乳

五百円

2、飲用牛乳

五百円

3、乳製品

五百円

3、乳製品

五百円

4、かんすめ

五百円

4、かんすめ

五百円

5、せつけん

五百円

5、せつけん

五百円

6、かんすめ

五百円

6、かんすめ

五百円

7、せつけん

五百円

7、せつけん

五百円

登錄票の汚損紛失等の事由により再交付を受けた者については、手數料を減免することができる。

第四條 納付した手數料は如何なる理由があつても、これを還付しない。

第五條 詐偽、その他不正の手段により手數料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

この規則は昭和二十四年五月一日から、これを適用する。

00582

## 告 示

◆鳥取縣告示第二百八十九号  
次の河川敷地は、その公用を廃止する。

昭和二十四年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
生鮮水產物配給規則に基く乙級陸揚地及び  
指定消費地域指定その他の件

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
記

## 河川の区域

面 積

千代川右岸 鳥取市叶字  
茶屋敷四四六ノ一地先 一、一九五、一五  
外河原四四五番地先 一、七七五、五四米  
同 同 四二八番地先 五三五、三四  
同 同 四三〇ノ一番地狭地 二三八、五六  
同 岩美郡倉田村大字国安 字一里塚二三八地先 二三〇、〇五  
同

四三〇ノ二番地狭地 二三八、五六  
四三〇ノ二番地狭地 二三八、五六  
同

一、生鮮水產物配給規則（以下省令という）第三條第一項及び第四條第四項の規定により乙級陸揚地及び當該

一、陸揚地における一出荷機関当たりの集荷の最低責任数量  
は別表一の通り指定する。  
二、省令第四條第三項の規定による出荷機関登録申請書  
の記載要領は概ね別紙一による。  
三、省令第五條第二項の規定により乙級陸揚地の公認出  
荷機関の提出する報告の様式及び期日は次の通り定め  
る。

「様式」省令第五條第一項の旬報は別紙二の様式、同  
條同項の月報は別紙三の様式によること。

「期日」省令第五條第一項の旬報はその期日終了後五  
日までに、同條同項の月報は翌月七日までに鳥取縣  
知事に到達するよう報告すること。

## ◆鳥取縣告示第二百九号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水產物配給規  
則の規定により次のように定める。

## 四、漁業者（直接漁船に乗り漁撈に從事するもの）がそ

の漁獲した生鮮水產物につき自家用消費に充てるため  
保有するものについては一日一貫匁以内で、当該出荷

機関の承認を受けた場合は省令第八條但書第三号によ  
る許可を必要としたものとみなす。但し機船底曳網漁  
業の操業に直接從事する漁業者で一航海三日以上出漁  
するものにあつては一航海參貫匁以内とする。

五、省令第九條第一項但書第一号の規定  
(漁業從事者を含む)が自家用消費にあてるため搬出

し得る限度は一日一貫匁以内（規則第二條第一項第四  
号の水產物にあつては五百匁以内）に定める。但し機  
船底曳網漁業に直接從事する漁業者が自家用消費にあ  
てるため搬出し得る限度は一日式貫匁以内（省令第二  
條第二項第四号の水產物にあつては一貫匁以内）とす  
る。

前項の搬出は公認出荷機関（甲級陸揚地にありては水  
産物駐在官）の發行した水產物持出証明書を所持する  
ものに限るものとする。

六、省令第九條第二項の搬出証明は出荷証明書をもつて  
これにかえ、同條同項の但書の自家用消費にあてるた  
め搬出し得る限度は一日參貫匁以内（規則第二條第二  
項第四号の水產物にあつては五百匁以内）とし当該町  
村長の水產物持出証明書を所持するものに限るものと  
する。

七、省令第十條第二項並びに第十一條第四項の規定によ  
り縣指定消費地域及び當該地域における一荷受機関當  
りの集荷の最低責任數量を別表二の通り指定する。

八、省令第十一條第三項の規定により荷受機関登録申請  
書の記載要領は概ね別紙四による。

九、省令第十二條第二項の規定による一登録小売店舗の

消費者の登録人口は二百世帯（準世帯は五人をもつて  
一世帯とみなす）以上とする。但し登録小売店舗が少  
数であつて配給上支障を來すようなときは、登録人口  
に充つるまでは順次資格あるものとする。

十、省令第十二條第四項の規定による小売店舗登録申請

書の記載要領は概ね別紙五によるものとする。

十一、省令第十五條第一項の規定により公認荷受機関が提出する生鮮水産物の毎月の陸揚地出荷機関別の集荷計画は前月の二十五日までに知事に提出すること。

十二、省令第十六條第一項の規定により縣指定消費地域における指定市場を次のように指定する。

縣指定消費地域 指定市場

鳥取市 (賀露町を除く) 鳥取市魚町尻二〇

鳥取縣水產業會鳥取支所市場

米子市 米子市灘町一丁目三六

米子支所市場

倉吉町 東伯郡倉吉町大字荒神町三五七ノ四

倉吉公營魚市場

十三、省令第十六條但書第一号の規定により自家用消費にあつては五百匁以内)とし、公認出荷機

度はこれを一日式貰匁以内(省令第二條第二項第四号の水產物にあつては五百匁以内)とし、公認出荷機

又は第六項に定める町村長の発行した水產物持出証

乙級指定 陸揚地	量 (自一月 至十二月)	出荷機関當りの 最低責任數	乙級指定 陸揚地	量 (自一月 至十二月)	出荷機関當りの 最低責任數
東村	四五、〇〇〇	泊村	四三、〇〇〇	出荷	出荷
浦富町	四〇、〇〇〇	宇野村	三、〇〇〇	機関	機関

別表一

鳥取市 (賀露町を除く)	三五、〇〇〇貢	二八、〇〇〇貢	
米子市	三四、〇〇〇	二七、〇〇〇	
倉吉町	一二一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
東村	四五、〇〇〇	泊村	四三、〇〇〇
浦富町	四〇、〇〇〇	宇野村	三、〇〇〇

別表二

鳥取市 (賀露町を除く)	三五、〇〇〇貢	二八、〇〇〇貢	
米子市	三四、〇〇〇	二七、〇〇〇	
倉吉町	一二一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
東村	四五、〇〇〇	泊村	四三、〇〇〇
浦富町	四〇、〇〇〇	宇野村	三、〇〇〇

明書を所持するものに限るものとする。

附 則

十四、この規定は公布の日からこれを施行する。

十五、この規定施行の際に生鮮水産物の公認出荷機関であるものは十月十四日までは從前の通りその地域に

つき公認出荷機関としての業務を行ふことができる。

十六、この規定施行の際に公認出荷機関並びに公認荷受機関であるものの最低責任数量を知事において別に

指示せるときはこの規定の第一項並びに第七項の規定によらないものとする。

十七、昭和二十一年五月鳥取縣告示第百九十七号及び第二百二十一号、昭和二十二年七月鳥取縣告示第二百九十七号及び第三百十三号はこれを廃止する。

倉吉町

同

倉吉公營魚市場

別表二

縣指定消費地域

上半期

(一月一六月)

下半期

(七月一十二月)

荷受機関の最低責任数量

由良町 三、〇〇〇

八橋町 三、〇〇〇

赤崎町 八〇、〇〇〇

和田村 六、〇〇〇

大篠津村 二、〇〇〇

中浜村 二、〇〇〇

上道村 五、〇〇〇

余子村 一五、〇〇〇

鳥取縣知事

殿

申請者(團體にあつては代表者の)の氏名

(註)出荷機関の收支予算書、組合員数、役職員の名簿等別紙として添附のこと。

00587

00586

鳥取縣公報 第二千十九號 昭和二十四年六月十日

（第三種郵便物認可） 一〇

申請者(團體にあつては代表者の)の氏名

00588

別紙二 出 荷 別 報  
陸揚 地名  
出荷機関名

自 至 月 日

出荷先	荷受機関名	出荷計画	出荷実績	月累計	備考
合 計					

(註) 備考欄には集出荷上の特殊事情を記入のこと。  
出荷実績が特に良好又は不良の場合には其の理由を詳細に記入すること。

出荷先	荷受機関名	出荷計画	出荷実績	計画に対する実績の比率	備考
合 計					

別紙三

出 荷 月 報

月 分

主たる漁業種別	集荷計画	集荷実績	計画に対する実績の比率	備考
1 集荷成績				

漁種別	集荷数量	出荷数量	備考
合 計			

漁種別	集荷数量	出荷数量	備考
合 計			

漁種別	集荷数量	出荷数量	備考
合 計			

漁種別	集荷数量	出荷数量	備考
合 計			

漁種別	集荷数量	出荷数量	備考
合 計			

自作創設特別指置法第三條の規定により昭和二十一年三月三十一日及び同年七月一日同年十月一日同年十一月一日を以て買収した農地につき同法第九條第一項但書の

00589

別紙四

生鮮水產物荷受機関登録申請書

1、申請者の住所及び氏名(團体にあつては團体名及び代表者の氏名を記載し定款その他これに準ずる書類添附のこと)

務所の所在地團体名及び代表者の氏名なお定款その他これに準する書類を添附すること)

1、配給業務を營もうとする地域

3、資本金(拂込金額を明記すること)

4、四半期毎の陸揚地別集荷計画

5、その他参考となる事項

年 月 日

住 所

申請者(團体にあつては代表者名)印

島取縣知事 殿

(註) 本申請書に事業計画書、登録簿の寫(謄本)会員分証明書並びに出荷の裏は証明書等添附のこと。

別紙五 生鮮水產物登録小売店舗申請書

社にあつては株主名簿、役職員名簿及び役職員の身分証明書並びに出荷の裏は証明書等添附のこと。

◆鳥取縣告示第二百九十一号

自作創設特別指置法第三條の規定により昭和二十一年三月三十一日及び同年七月一日同年十月一日同年十一月一日を以て買収した農地につき同法第九條第一項但書の

昭和三十四年四月一日

鹿取縣知事  
印

00590

規定による公取扱い。  
定期料、料金、回積等の結果については該農地、農地  
税並地へ。

## 貲收令書交付不能一覽表

記号番号	所有者氏名 又は名称	住 所	農地の所在	面 品	買 價	報償金	買收方法	支拂方法	支拂期	其の 他
				面	金	金	日	現金	証券	
国英ろ138	林 繁治	氣高郡美穂村向国安	国英村	1.310.00	22.7.2	310.00	1.000			
西郷ろ118	下田 りよ	鳥取市江崎町	西郷村	25.44	同	25.44				
大御門ろ102	天 祐寺	八頭郡賀茂村奥谷	大御門村	196.00	同	196.00				
隼ろ118	西川 定通	同安部村日下部	隼村	20.020.32	同	20.32	20.000			
丹比ろ262	尾崎 喜衛	同安井	丹比村	576.00	同	576.00				
中私都ろ119	土井 清次	鳥取市瓦町	中私都村	38.60	同	38.60				
用瀬ろ118	黒部 一正	同吉方坂住宅	用瀬町	118.08	同	118.08				
	黒部 よ子	同	同	265.44	同	265.44				
	小 計			388.52	同	388.52				
土師ろ150	中西 くに	智頭町大呂	智頭町	28.52	同	28.52				
富沢ろ168	持本 芳顯	同智頭	同	4.80	同	4.80				

八上村ろ308	山根 金藏	大伊村	八上村	228.08	22.10.2	228.08				
池田村ろ717	岡本 武	若櫻町若櫻	池田村	783.20	22.12.2	703.20				
上私都村ろ602	三上 留吉	鳥取市西町	上私都村	10.08	同	10.08				
大村ろ668	中村 穂治	八頭郡大村美成	大村	1.548.80	426.67	同	974.72	1.000		
	中村 小計	同	同	2.475.36	同	475.36	2.000			
社村ろ602	鶴谷 一三	用瀬町用瀬	社村	83.52	同	83.52				
同 609	中田勇一郎	社村古用瀬	同	1.523.20	同	523.20	1.000			
智頭町ろ603	柏木 かみ	米子市西倉吉町	智頭町	181.92	同	181.92				
山形町ろ619	大坪市次郎	智町智頭	同	12.00	同	12.00				
土師町ろ607	株式会社木綿屋總本店	同	同	3.815.52	同	815.52	3.000			
土師町ろ616	大坪市次郎	同	同	1.751.82	同	751.82	1.000			
明治い9	森下 平蔵	鳥取市西品治町18番地	明治村	1.148.40	22.3.31	1.148.40				
松保い4	垣田龜太郎	八頭郡岸村福井	松保村	464.80	同	464.80				
同 11	安田 芳子	鳥取市行徳	同	932.00	同	932.00				
千代水い1	西念寺	鳥取市賀露町1055番地	千代水村	2.176.80	同	2.176.80				
勝谷い30	大谷 龍藏	氣高郡南谷町青谷3645	勝谷村	986.40	同	986.40				
同 35	細川 米藏	米子市博労町146	同	170.40	同	170.40				
日置谷い24	玉川 末吉	氣高郡青谷町	日置谷村	1.080.40	同	1.080.40				

00592

00593

日置い3	大西 義藏	不明	日置村	262.80	同	262.80
同 7	大谷 龍蔵	青谷町青谷	同	232.00	同	232.00
舍人弓48	岡本 重信	東伯郡花見村門田	舍人村	3,082.40	同	3,082.40
橋津弓14)	北尾 勝己	氣高郡青谷町	橋津村	14.69	22.7.2	14.69
舍人弓192	名越 幸枝	東伯郡舍人町	舍人村	1,263.20	同	263.20 1,030
三朝弓128	同	同	三朝村	825.60	同	825.60
竹田弓122	畠 くま	同	竹田村	48	同	48
倉吉弓129	名越 輝	同	倉吉町	8,518.89	同	518.89 8,000
同 148	種部 純伍 同	同	同	5,539.20	1,545.75同	1,085.03 6,000
社弓181	谷口 文美	同社村	社村	1,653.92	同	653.92 1,000
灘手弓133	有福 米藏	同下北條村	灘手村	1,094.40	同	94.40 1,000
下北條弓183	同 同	同	下北條村	10,886.76	同	3,886.76 7,000
八橋弓133	陰山正義郎	同下郷村	八橋町	964.32	同	964.32
橋津弓605	国田 正二	同橋津村	橋津村	1,334.02	432.32	22.12.2 766.34 1,000
宇野弓617	藤本 彦藏	同宇野村	宇野村	1,647.20	467.04	同 114.22 2,000
灘手弓635	佐藤 敏市	同灘手村	灘手村	1,826.40	502.26	同 328.66 2,000
同 686	高見 清市	同	同	387.92	98.56	同 436.48
大國弓2	大塚友次郎	同	大國村	11,186.33	21.3.1 11,186.33	
彦名弓170	山陰合同銀行	同岩倉町	彦名村	9,885.79	21.7.2 885.79	9,000
外江弓182	南家 清一	西伯郡外江町	外江町	248.84	同	248.84
境弓181	門永 昇平	同境町	境町	1,687.97	同	687.97 1,000
犬幡弓136	勝部繁次郎	同犬幡村	犬幡村	1,566.80	同	566.80 1,000
大高弓121	森安 郁子	同大高村	大高村	3,573.68	同	573.68 3,000
大山弓101	米山藤次郎	同五子石村	大山村	1,463.40	同	463.40 1,000
渡は310	門永 畏平	同上道村	渡村	3,811.01	21.1.2 811.01	3,000
境は305	同	同	境町	5,741.84	1,453.44同	195.28 7,000
中浜は330	邊谷 支三	同	中浜村	1,205.2	同	120.52
富益は308	門永 畏平	同境町	同	378.43	同	378.43
日吉津は338	今吉 神社	同吉津村	日吉津村	1,263.20	55.80	同 182.00
同 339	山崎 於林	同	同	723.20	165.90	同 889.10
上長田弓614	手谷 久巳	同上長田村	上長田村	11,214.24	3,088.70同	21.12.2 302.94 14,000
米子弓387	深田 武雄	同五石村	米子市	6,981.62	21.10.2 1,091.62	5,000
同 342	岡田 たけ	米子市東幡原	同	60.20	同	60.20
同 480	船越久美子	西伯郡大高村	同	1,362.67	同	362.67 1,000

00594

黒坂い4	岡田善作外1名	大宮村曾沢	黒坂町	6,487.12	22,3,31	3,487.12	3,000
同 26	佐城 三二	日野上村霞	同	2,235.04	同	2,235.04	同 14,40
同 30	庄倉 貞治	西伯郡天津村清水川	同	4,398.56	同	393.56	4,000
同 46	株式会社米子銀行	米子市東倉吉町	同	1,790.48	同	1,790.48	同 39.84
太宮い24	月崎捨吉外1名	多里村	同	39.84	同	2,88	同 2,88
同 37	大淵雄一郎	彦名村	同	2,640	同	26.40	同 26.40
同 47	宮本 滉江	不明	阿尾縁村	2,156.00	同	2,156.00	同 2,156.00
同 48	宮本喜一郎外1名	米子市	阿尾縁村阿尾縁	252.96	同	252.96	同 281.36
阿尾縁い20	木山 千作	阿尾縁村阿尾縁	多里村	231.36	同	15.84	同 15.84
多里い19	長谷川伸次郎	愛知縣北設楽郡筭町	同	9.12	同	9.12	同 9.12
同 20	岡村 一治	米子市皆生	石見村	131.52	同	131.52	同 131.52
同 27	出垣 嶺一	南米ナラジル	石見村	2,000.72	同	2,000.72	同 4,053.92
同 29	荒木覚五郎	南米	江尾町	4,053.92	同	164.80	同 164.80
日野上い2	橋磨 清藏	大阪市東区高麗橋五丁目	同	2,468.00	同	2,468.00	同 2,468.00
石見い24	大島 豊	米子市上福原	日野上村	1,194.00	同	1,194.00	同 1,194.00
江尾い6	益屋吉太郎	南道笑町	石見村	1,214.80	同	214.80	1,000
同 28	河上 成治	米沢村宮内	八郷村	1,310.40	同	310.40	1,000
米沢い16	岡田 秀雄	米国	大宮村	904.00	同	904.00	同 904.00

00595

八郷い8	植田 文子	米子市加茂町	八郷村	1,194.00	同 1,194.00	同 1,194.00	同 1,194.00
黒坂ろ159	西村 つね	黒坂町福長	黒坂町	190.82	22,7.2	190.32	同 190.32
大宮ろ102	栗田 脳八	大宮村折渡	大宮村	1,214.80	同 214.80	1,000	同 1,000
日光ろ117	内田 才一	日光村	日光村	1,310.40	同 310.40	1,000	同 1,000
八郷ろ160	野坂政太郎	大幡村上細見	八郷村	904.00	同 904.00	同 904.00	同 904.00
太宮は802	栗田 脳八	大宮村奥栗谷	大宮村	852.28	22,10.2	852.28	同 852.28
同 312	寄戸 信宏	同下横見	同	14,128.16	同 128.16	14,000	同 14,000
同 316	古田 なみ	同印賀	同	654.20	同 654.20	同 654.20	同 654.20
同 317	同	同	同	317.96	同 317.96	同 317.96	同 317.96
同 333	井上 倉藏	根雨町	同	161.28	同 161.28	同 161.28	同 161.28
同 340	小原勘三郎	島根縣船美郡	同	5,882.80	同 882.80	5,000	同 5,000
同 343	段塙吉十郎外2名	同	同	2,495.28	同 1,495.28	1,000	同 1,000
同 345	原田伸次郎外2名	同	同	397.80	同 397.80	同 397.80	同 397.80
同 451	白根 博愛	大宮村折渡大折渡	同	1,006.74	同 674	1,000	同 1,000
同 454	白根よしの	同寶谷南	同	185.04	同 185.04	同 185.04	同 185.04
同 455	木山 愛精	同印賀	同	230.97	同 230.97	同 230.97	同 230.97
同 456	田辺 正夫	同	同	299.37	同 299.37	同 299.37	同 299.37
同 457	細田角三郎	同管原	同	33.15	同 33.15	同 33.15	同 33.15

00596

同	458	板倉米三郎	同印賀	1,823.06	同	823.06	1,000	
同	459	板倉 龍平	同古市	221.85	同	221.85		
同	452	古都喜三郎	同下栗谷	549.78	同	549.78		
同	453	佐藤 康吉	同	1,726.86	同	726.86	1,000	
同	460	西林 次男	同管沢	1,102.11	同	102.11	1,000	
同	461	段塙 幸子	米子市	276.80	同	276.80		
同	462	伊築 常市	西伯郡上長田村	620.80	同	620.80		
同	463	朽木 祥三	米子市西町	6,931.28	同	931.28	6,000	
山上は311		藤原 時代	山上村福壽美	山上村	1,775.60	同	775.60	1,000
石見い344		山本ふさの	石見村下石見	石見村	555.20	同	555.20	
同	368	福田 常義	同神水	同	1,260.15	同	260.15	1,000
米沢は305		大岩八郎外1名	米沢村下較村	米沢村	4,760.72	同	760.72	4,000
日光は349		本庄知恵子	日光村添谷	日光村	1,135.26	同	135.26	1,000
同	310	安田 高軌	同河原	同	151.28	同	151.28	
同	830	米田梅吉外1名	同松原	同	910.91	同	910.91	
同	328	中島 鶴利	同朽原	同	1,886.94	同	886.94	1,000
同	339	中島 榮重	同	同	1,264.80	同	264.80	1,000
同	387	渡辺とくよ	同	171.74	同	171.74		

00597

同	334	柳田喜久男	同	383.62	同	383.62	
同	336	相見 敏明	同	3,612.88	同	512.88	3,000
大宮は639		西村市兵衛	西伯郡上長田村	黒坂町	10.08	23.12.2	10.08
同	673	篠原 吉蔵	赤崎町	溝口町	116.64	同	116.64

## ◆鳥取縣告示第二十九十號

昭和二十三年法律第一四〇号く土壤処理場等に關する法律  
第六條第十一項の規定により前款を示す証票を次の如き  
交付した

昭和二十四年六月十日	鳥取縣知事	西 昆 愛 治	記
	職 名	氏 名	職務 交付年月日
環境衛生監視員	川上 開延	十八	鳥取縣技術委員會
同 右	中西 保	十九	鳥取縣環境衛生監視員

## 教育委員會告示

◆鳥取縣教育委員會告示第二十九號

鳥取縣教育委員會の臨時會を左記により招集す。

昭和二十四年六月十日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

一	日	廿	昭和二十四年六月十五日前十一時
一	場 所	鳥取市東	鳥取縣教育委員會委員室
一	附 記		名譽評級にて